

簡易公募型に準じたプロポーザル方式手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり参加表明書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立し、予算示達がされることを条件とするものです。

平成23年3月8日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 石垣港湾事務所長 嶋倉 康夫

1. 業務概要

(1) 業務名 竹富南航路整備技術検討調査

(2) 業務の目的

本調査は、日本国内はもとより世界的にも有数のサンゴ礁海域であり、定期船舶を始めとする多種多様な海域利用がされている石西礁湖において、別途実施する浚渫試験施工、サンゴ移設及び各種モニタリング調査結果を踏まえ環境保全に十分配慮した航路の整備計画について、総合的な取りまとめと技術検討を行い、その策定を行うものである。

(3) 業務内容

業務内容は、以下を予定しているが、調査内容・頻度などについては変更が発生する可能性がある。

・調査 1式

【整備計画の策定】

・委員会等の開催・運営 1式

【委員会等資料の作成、委員長資料説明、委員会等運営、議事録の作成、委員会等資料印刷】

・成果物 1式

(4) 本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。

・世界有数のサンゴ礁海域であり、多種多様な海域利用がされている石西礁湖において、サンゴ移設や試験施工等を踏まえ環境保全等に配慮した航路整備計画の策定を行う上で重要となる検討事項について

(5) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書第1編共通編第1章1-29再発注の禁止に示す他、次のとおりとする。

・調査

・委員会等の開催・運営

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 本業務は、実施方針と特定テーマに関する技術提案の提出を求め、技術的に最適なものを特定するプロポーザル方式(総合評価型)の適用業務である。

(8) 本業務は提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。詳細については業務説明書による。

2. 特定されるために必要な要件

本競争の参加希望者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

なお、本業務に係る申込者は、別途発注予定の「平成23年度港湾空港技術審査補助業務」（以下H23技術審査補助業務）、「平成23年度石垣港発注補助業務」（以下H23発注補助業務）、また別途発注済みの「平成22年度港湾空港技術審査補助業務（受託者：（財）港湾空港建設技術サービスセンター）」（以下H22技術審査補助業務）及び「平成22年度石垣港発注補助業務（受託者：（財）港湾空港建設技術サービスセンター）」（以下H22発注補助業務）の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、H23技術審査補助業務、H22技術審査補助業務及びH23発注補助業務、H22発注補助業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の定期受付（申請）を行っていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）なお、平成23年4月1日時点において、上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けなければならない。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

2-2. 設計共同体

- (1) 2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年3月8日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から竹富南航路整備技術検討調査に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を平成23年4月1日までに受けている者であること。

2-3. 本競争の参加希望者間の公平性

本競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 参加表明書に関する要件

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務等について、平成12年度から本案件の公示日までに完了した国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関が発注した契約金額100万円以上の業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務： サンゴ礁海域に位置する開発保全航路において、環境保全に配慮した施設整備計画の検討を行った業務。

類似業務： 開発保全航路又は港湾施設において、環境保全に配慮した施設整備計画の検討を行った業務。

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が1件以上の実績を有すること。

② 実績として挙げた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部にて発注した(港湾空港関係に限る)ものであり、かつ、平成14年4月1日以降に完了したもので請負業務成績評定を得ているものにおいては、60点以上であること。

③ 平成19年度から21年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係)の年度毎の平均業務成績が2年連続で60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

④ 業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、配置予定技術者とは予定管理技術者のことをいう。

① 予定管理技術者

予定管理技術者については下記のア)、ウ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1]技術士：【総合技術監理部門（建設）又は建設部門】、土木学会特別上級、土木学会上級又は1級技術者、発注者が上記と同等であると認めた者。

[2]RCCM：(港湾及び空港部門)、発注者が上記と同等であると認めた者。

ウ) 下記のいずれかの実績を有する者。

[1]平成12年度から本案件の公示日までに完了した国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関が発注した契約金額100万円以上の業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において1件以上の実績を有する者。

同種業務：サンゴ礁海域に位置する開発保全航路において、環境保全に配慮した施設整備計画の検討を行った業務。

類似業務：開発保全航路又は港湾施設において、環境保全に配慮した施設整備計画の検討を行った業務。

なお、実績として挙げた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部にて発注した負業務成績評定を得ているものにおいては、60点以上であること。

エ) 平成19年度から21年度末までに完了した業務について、担当した沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）の年度毎の平均業務成績が2年連続で60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

(3) 選定されるために必要な要件のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない場合は、書類不備により選定されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

2-5. 本競争の参加希望者を選定するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

3. 技術提案書の提出者の選定

(1) 参加表明者の経験及び能力

有資格者名簿への登録、同種又は類似業務の実績、業務成績、優良表彰、事故及び不誠実な行為

(2) 予定管理技術者の経験及び能力

予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、地域精通度、業務成績及び優良表彰

(3) 業務実施体制

実施体制の妥当性（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績、地域精通度、業務成績及び優良表彰

(2) 実施方針・実施フロー・工程表

業務の理解度、実施手順の妥当性、その他

- (3) 特定テーマに対する技術提案
特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性
- (4) 参考見積
参考見積（概算）の妥当性
- (5) ヒアリング
予定管理技術者の経歴、業務実績及び取り組み姿勢、実施方針、特定テーマに対する技術提案、参考見積
出席者は原則として予定管理技術者のみとする。

5. 本競争の手続等

(1) 担当部局

〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町1番地の10
沖縄総合事務局 石垣港湾事務所 総務課総務係
TEL 0980-82-4740 FAX 0980-83-8760

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び交付方法

業務説明書は電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記4.（1）にて交付する。）

交付期間：平成23年3月8日（火）から平成23年4月8日（金）までのうち、
閉庁日を除く毎日の9時00分～17時00分までとする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1.（2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成23年3月18日（金）17時00分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記4.（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

(5) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成23年4月8日（金）17時00分

ただし、紙入札方式による場合は同日の17時00分

提出場所：上記4.（1）に同じ。

提出方法：持参又は郵送により提出すること（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

(6) 見積及び開札の日時及び場所並びに見積書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による場合は、紙により沖縄総合事務局 石垣港湾事務所 総務課に持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは平成23年5月9日（月）16時00分まで。

持参による場合の締め切りは平成23年5月9日（月）16時00分まで。

開札日時：平成23年5月10日（火）14時00分

開札場所：沖縄総合事務局 石垣港湾事務所

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 見積の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした見積、参加表明書に虚偽の記載をした者のした見積及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約特約事項として添付する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 本案件は提出資料及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、業務説明書による。

(8) 詳細は業務説明書による。

7. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Okinawa General Bureau, Ishigaki Ports Office chief
- (2) Subject Matter of the contract : Investigation concerning harbor improvement
- (3) Time-limit to express interests by electronic bidding system : 17:00 18 March 2011
- (4) Time-limit for the submission of Proposals by electronic bidding system : 16:00 9 May 2011
- (5) contact point for tender documentation : Okinawa General bureau , Ishigaki ports office , 1-10 Misakicho , Ishigaki City Okinawa Prefecture , 907-0012 Japan , Tel 0980-82-4740